

I 令和9年度神奈川県立の高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

○ 日程

- (1) 共通選抜（全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程）、連携型中高一貫教育校連携募集、海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集、インクルーシブ教育実践推進校特別募集及び中途退学者募集

募集期間	志願情報申請期間	令和9年1月25日(月)から29日(金)まで
	中学校長承認期間	令和9年1月25日(月)から2月1日(月)まで
志願変更期間	志願変更情報申請期間	令和9年2月4日(木)から8日(月)まで (連携型中高一貫教育校連携募集を除く。)
	中学校長承認期間	令和9年2月4日(木)から9日(火)まで (連携型中高一貫教育校連携募集を除く。)
共通検査(学力検査等)の期日		令和9年2月16日(火)
特色検査及び面接の期日		令和9年2月16日(火)、17日(水)及び18日(木) (連携型中高一貫教育校連携募集は2月17日(水)のみ、インクルーシブ教育実践推進校特別募集においては、2月17日(水)及び18日(木)のうち、当該高等学校長の定めた期日)
追検査の期日		令和9年2月22日(月)
合格者の発表		令和9年2月26日(金)

- (2) 定通分割選抜（一部の定時制の課程を除く。）

募集期間	令和9年3月4日(木)及び5日(金)
志願変更の期日	令和9年3月8日(月)
共通検査(学力検査等)の期日	令和9年3月15日(月)
特色検査の期日	令和9年3月15日(月)及び16日(火)
合格者の発表	令和9年3月19日(金)

- (3) 二次募集（全日制の課程（一部の定時制の課程を含む。）、インクルーシブ教育実践推進校特別募集）

募集期間	令和9年3月2日(火)及び3日(水)
志願変更期間	令和9年3月4日(木)及び5日(金)
学力検査等の期日	令和9年3月9日(火)
合格者の発表	令和9年3月12日(金)

- (4) 神奈川総合高等学校における海外帰国生徒特別募集の後期募集

募集期間	令和9年7月23日(金)から27日(火)まで
学力検査等の期日	令和9年7月29日(木)
合格者の発表	令和9年8月3日(火)

1 募集期間、検査の期日及び合格発表の期日について、日付及び曜日を変更する。

2 3ページ、「2 志願資格」の(3)のアを以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)
<p>(3) 特別募集 ア 海外帰国生徒特別募集 海外帰国生徒特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、<u>日本国籍を有し、保護者に伴って、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和6年3月1日以降の者とする。また、後記4の後期募集に係る志願者については、前記(1)に該当する者(施行規則第95条第1号に規定する課程を令和9年9月30日までに修了する見込みの者を含む。)であって、かつ、日本国籍を有し、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和6年9月1日以降の者とする。</u></p>	<p>(3) 特別募集 ア 海外帰国生徒特別募集 海外帰国生徒特別募集に係る志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、<u>原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和5年4月1日(ただし、後記4の後期募集に係る志願者については、令和5年10月1日とする。)</u>以降の者とする。</p>

3 3ページ、「3 募集の方法」の(1)一般募集(共通選抜・定通分割選抜)を以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)
<p>(1) 一般募集(共通選抜・定通分割選抜) 一般募集は、各高等学校の各課程における学科、コース又は部ごとに行う。ただし、<u>小田原北高等学校の定時制の課程における機械科及び電気科に係る募集は、二の学科を一括して行う。</u></p>	<p>(1) 一般募集(共通選抜・定通分割選抜) 一般募集は、各高等学校の各課程における学科、コース又は部ごとに行う。ただし、<u>中・県西地域普通科・専門学科併置校(小田原城北工業高等学校と大井高等学校の再編・統合校)の定時制の課程における機械科及び電気科に係る募集は、二の学科を一括して行う。</u></p>

4 4ページ、「3 募集の方法」の(4)中途退学者募集を以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)
<p>(4) 中途退学者募集 中途退学者募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。 川崎高等学校(単位制による全日制の課程普通科) 厚木清南高等学校(単位制による全日制の課程普通科)</p>	<p>(4) 中途退学者募集 中途退学者募集は、次の高等学校の課程における学科において行う。 <u>横浜桜陽高等学校(単位制による全日制の課程普通科)</u> 川崎高等学校(単位制による全日制の課程普通科) 厚木清南高等学校(単位制による全日制の課程普通科)</p>

(次ページに続く。)

5 7ページ、「8 選抜のための検査」の(1)のアを以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)
<p>(1) 一般募集(共通選抜・定通分割選抜)</p> <p>ア 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程においては、学力検査(原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科、定時制は国語、数学及び外国語(英語)の3教科)を実施する。</p> <p>なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査(実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等学校長が定めるものをいう。以下同じ。)を実施する場合がある。</p> <p>(ア) 釜利谷高等学校、横須賀南高等学校、<u>小田原北高等学校</u>及び大和東高等学校の普通科並びに<u>青葉総合高等学校の単位制総合学科</u>(以下「クリエイティブスクール」という。)においては、学力検査は行わず、特色検査(面接)を実施する。</p> <p>(イ) 定時制の課程及び単位制による定時制の課程の志願者のうち、18歳以上(令和9年4月1日現在)の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。</p> <p>(ウ) 特色検査を実施するに当たって、全日制の課程及び単位制による全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。</p>	<p>(1) 一般募集(共通選抜・定通分割選抜)</p> <p>ア 全日制の課程、単位制による全日制の課程、定時制の課程及び単位制による定時制の課程においては、学力検査(原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)の5教科、定時制は国語、数学及び外国語(英語)の3教科)を実施する。</p> <p>なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査(実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等学校長が定めるものをいう。以下同じ。)を実施する場合がある。</p> <p>(ア) 釜利谷高等学校、横須賀南高等学校、<u>中・県西地域普通科・専門学科併置校(小田原城北工業高等学校と大井高等学校の再編・統合校)</u>及び大和東高等学校の普通科並びに<u>横浜北東・川崎地域単位制総合学科クリエイティブスクール(田奈高等学校と麻生総合高等学校の再編・統合校)</u>(以下「クリエイティブスクール」という。)においては、学力検査は行わず、特色検査(面接)を実施する。</p> <p>(イ) 定時制の課程及び単位制による定時制の課程の志願者のうち、18歳以上(令和8年4月1日現在)の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。</p> <p>(ウ) 特色検査を実施するに当たって、全日制の課程及び単位制による全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。</p>

6 8ページ、「8 選抜のための検査」の(6)を以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)
<p>(6) 海外から移住してきた者及び帰国してきた者を保護者とする日本語指導が必要な志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>(6) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

(次ページに続く。)

7 10ページ、「10 二次募集」の(4)のアを以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)
<p>(4) 志願変更</p> <p>ア 志願変更の対象</p> <p>二次募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う<u>一般募集若しくはインクルーシブ教育実践推進校特別募集(前記1の各募集の区分における前記10の(1)の志願資格を満たす者に限る。)</u>の二次募集又は同じ高等学校が行う他の<u>一般募集若しくはインクルーシブ教育実践推進校特別募集(前記1の各募集の区分における前記10の(1)の志願資格を満たす者に限る。)</u>の二次募集に志願変更することを認める。</p> <p>なお、前記(3)のイによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。</p>	<p>(4) 志願変更</p> <p>ア 志願変更の対象</p> <p>二次募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う二次募集又は同じ高等学校が行う他の二次募集に志願変更することを認める。</p> <p>なお、前記(3)のイによる第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。</p>

8 10ページ、「10 二次募集」の(5)を以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)
<p>(5) 検査の内容</p> <p>ア 全日制の課程(クリエイティブスクール及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を除く。)、単位制による全日制の課程(クリエイティブスクールを除く。)<u>及び単位制による定時制の課程(特別の時間)については、国語、数学及び外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、特色検査(面接)を実施する場合がある。</u></p> <p>なお、単位制による定時制の課程(特別の時間)の志願者のうち、18歳以上(令和9年4月1日現在)の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。</p> <p>イ <u>全日制の課程(クリエイティブスクール)及び単位制による全日制の課程(クリエイティブスクール)については、特色検査(面接)を実施する。</u></p> <p>ウ 全日制の課程(インクルーシブ教育実践推進校特別募集)については、面接を実施する。</p>	<p>(5) 検査の内容</p> <p>ア 全日制の課程(クリエイティブスクール及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集を除く。)、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程(特別の時間)については、国語、数学及び外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、特色検査(面接)を実施する場合がある。</p> <p>なお、単位制による定時制の課程(特別の時間)の志願者のうち、18歳以上(令和8年4月1日現在)の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。</p> <p>イ 全日制の課程(クリエイティブスクール)については、特色検査(面接)を実施する。</p> <p>ウ 全日制の課程(インクルーシブ教育実践推進校特別募集)については、面接を実施する。</p>

9 10ページ、「11 入学の許可」の(2)を以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)
<p>(2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為又は妨害行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為又は妨害行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。</p>	<p>(2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。</p>

II 令和9年度神奈川県立海洋科学高等学校専攻科の入学者の募集及び選抜要綱について

- 1 募集期間、検査の期日及び合格者の発表の期日について、日付及び曜日のみ変更する。

	新(令和9年度)	旧(令和8年度)
募集期間	令和8年10月14日(水)から16日(金)	令和7年10月15日(水)から17日(金)
検査の期日	令和8年10月30日(金)	令和7年10月31日(金)
合格者の発表の期日	令和8年11月16日(月)	令和7年11月17日(月)

- 2 2ページ、「1 募集定員」を以下のように変更する。

新(令和9年度)		旧(令和8年度)	
学 科	募 集 定 員	学 科	募 集 定 員
航海科	10人	漁業生産科	10人
機関科	10人	水産工学科	10人
無線技術科	10人	情報通信科	10人
		<p>* <u>漁業生産科、水産工学科及び情報通信科は、令和8年4月1日に学科名を航海科、機関科及び無線技術科と変更する予定である。</u></p>	

(次ページに続く。)

3 2ページ、「2 志願資格」を以下のように変更する。

新(令和9年度)		旧(令和8年度)	
学 科	志願資格	学 科	志願資格
航海科	次の1から3までの全てに該当する者 1 水産・海洋系高等学校を卒業した者又は令和9年3月31日までにこれらの高等学校を卒業する見込みの者 2 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「規則」という。）に規定する航海に関する科目、運用に関する科目及び法規に関する科目について合計17単位以上を修得した者又は令和9年3月31日までにこれらの科目について合計17単位以上を修得する見込みの者 3 総トン数300トン以上で出港地又は寄港地から2,000海里以遠の区域で従業する実習船でかつ国土交通大臣が適当と認める練習船による乗船履歴を2月以上有する者又は令和9年3月31日までにこれを有することとなる見込みの者	漁業生産科	次の1から3までの全てに該当する者 1 水産・海洋系高等学校を卒業した者又は令和8年3月31日までにこれらの高等学校を卒業する見込みの者 2 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「規則」という。）に規定する航海に関する科目、運用に関する科目及び法規に関する科目について合計17単位以上を修得した者又は令和8年3月31日までにこれらの科目について合計17単位以上を修得する見込みの者 3 総トン数300トン以上で出港地又は寄港地から2,000海里以遠の区域で従業する実習船でかつ国土交通大臣が適当と認める練習船による乗船履歴を2月以上有する者又は令和8年3月31日までにこれを有することとなる見込みの者
機関科	次の1から3までの全てに該当する者 1 水産・海洋系高等学校を卒業した者又は令和9年3月31日までにこれらの高等学校を卒業する見込みの者 2 規則に規定する機関に関する科目及び執務一般に関する科目について合計17単位以上を修得した者又は令和9年3月31日までにこれらの科目について合計17単位以上を修得する見込みの者 3 総トン数300トン以上で出港地又は寄港地から2,000海里以遠の区域で従業する実習船でかつ国土交通大臣が適当と認める練習船による乗船履歴を2月以上有する者又は令和9年3月31日までにこれを有することとなる見込みの者	水産工学科	次の1から3までの全てに該当する者 1 水産・海洋系高等学校を卒業した者又は令和8年3月31日までにこれらの高等学校を卒業する見込みの者 2 規則に規定する機関に関する科目及び執務一般に関する科目について合計17単位以上を修得した者又は令和8年3月31日までにこれらの科目について合計17単位以上を修得する見込みの者 3 総トン数300トン以上で出港地又は寄港地から2,000海里以遠の区域で従業する実習船でかつ国土交通大臣が適当と認める練習船による乗船履歴を2月以上有する者又は令和8年3月31日までにこれを有することとなる見込みの者
無線技術科	次の1から3までのいずれかに該当する者 1 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和9年3月31日までにこれらの学校を卒業する見込みの者 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和9年3月31日までに修了する見込みの者 3 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和9年3月31日までにこれに該当する見込みの者	情報通信科	次の1から3までのいずれかに該当する者 1 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は令和8年3月31日までにこれらの学校を卒業する見込みの者 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和8年3月31日までに修了する見込みの者 3 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和8年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(次ページに続く。)

4 3ページ、「4 志願手続」の(5)を以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)
(5) 乗船履歴を証明する書類(無線技術科への志願を除く。)	(5) 乗船履歴を証明する書類(情報通信科への志願を除く。)

5 3ページ、「5 選抜の方法」の(2)を以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)																
<p>(2) 学力検査の科目は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>学力検査の科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航海科</td> <td>船舶運航（航海）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目</td> </tr> <tr> <td>機関科</td> <td>船舶運航（機関）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目</td> </tr> <tr> <td>無線技術科</td> <td>無線技術に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 船舶運航（航海）に関する科目は、規則に規定する航海に関する科目、運用に関する科目及び法規に関する科目の内容とする。 ※ 船舶運航（機関）に関する科目は、規則に規定する機関に関する科目及び執務一般に関する科目の内容とする。 ※ 無線技術に関する科目は、電気理論、移動体通信工学及び海洋通信技術（法規に関する分野）の内容とする。 	学 科	学力検査の科目	航海科	船舶運航（航海）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目	機関科	船舶運航（機関）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目	無線技術科	無線技術に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目	<p>(2) 学力検査の科目は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>学力検査の科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業生産科</td> <td>船舶運航（航海）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目</td> </tr> <tr> <td>水産工学科</td> <td>船舶運航（機関）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目</td> </tr> <tr> <td>情報通信科</td> <td>無線技術に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 船舶運航（航海）に関する科目は、規則に規定する航海に関する科目、運用に関する科目及び法規に関する科目の内容とする。 ※ 船舶運航（機関）に関する科目は、規則に規定する機関に関する科目及び執務一般に関する科目の内容とする。 ※ 無線技術に関する科目は、電気理論、移動体通信工学及び海洋通信技術（法規に関する分野）の内容とする。 	学 科	学力検査の科目	漁業生産科	船舶運航（航海）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目	水産工学科	船舶運航（機関）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目	情報通信科	無線技術に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目
学 科	学力検査の科目																
航海科	船舶運航（航海）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目																
機関科	船舶運航（機関）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目																
無線技術科	無線技術に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目																
学 科	学力検査の科目																
漁業生産科	船舶運航（航海）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目																
水産工学科	船舶運航（機関）に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目																
情報通信科	無線技術に関する科目、数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠの3科目																

6 4ページ、「5 選抜の方法」の(3)を以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)																																
<p>(3) 学力検査の科目の時間割は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学科 時間</th> <th>航海科</th> <th>機関科</th> <th>無線技術科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9:20～ 10:10</td> <td>船舶運航（航海）に関する科目</td> <td>船舶運航（機関）に関する科目</td> <td>無線技術に関する科目</td> </tr> <tr> <td>10:25～ 11:15</td> <td>数学Ⅰ</td> <td>数学Ⅰ</td> <td>数学Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>11:30～ 12:20</td> <td>英語コミュニケーションⅠ</td> <td>英語コミュニケーションⅠ</td> <td>英語コミュニケーションⅠ</td> </tr> </tbody> </table>	学科 時間	航海科	機関科	無線技術科	9:20～ 10:10	船舶運航（航海）に関する科目	船舶運航（機関）に関する科目	無線技術に関する科目	10:25～ 11:15	数学Ⅰ	数学Ⅰ	数学Ⅰ	11:30～ 12:20	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅠ	<p>(3) 学力検査の科目の時間割は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学科 時間</th> <th>漁業生産科</th> <th>水産工学科</th> <th>情報通信科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9:20～ 10:10</td> <td>船舶運航（航海）に関する科目</td> <td>船舶運航（機関）に関する科目</td> <td>無線技術に関する科目</td> </tr> <tr> <td>10:25～ 11:15</td> <td>数学Ⅰ</td> <td>数学Ⅰ</td> <td>数学Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>11:30～ 12:20</td> <td>英語コミュニケーションⅠ</td> <td>英語コミュニケーションⅠ</td> <td>英語コミュニケーションⅠ</td> </tr> </tbody> </table>	学科 時間	漁業生産科	水産工学科	情報通信科	9:20～ 10:10	船舶運航（航海）に関する科目	船舶運航（機関）に関する科目	無線技術に関する科目	10:25～ 11:15	数学Ⅰ	数学Ⅰ	数学Ⅰ	11:30～ 12:20	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅠ
学科 時間	航海科	機関科	無線技術科																														
9:20～ 10:10	船舶運航（航海）に関する科目	船舶運航（機関）に関する科目	無線技術に関する科目																														
10:25～ 11:15	数学Ⅰ	数学Ⅰ	数学Ⅰ																														
11:30～ 12:20	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅠ																														
学科 時間	漁業生産科	水産工学科	情報通信科																														
9:20～ 10:10	船舶運航（航海）に関する科目	船舶運航（機関）に関する科目	無線技術に関する科目																														
10:25～ 11:15	数学Ⅰ	数学Ⅰ	数学Ⅰ																														
11:30～ 12:20	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅠ	英語コミュニケーションⅠ																														

7 4ページ、「8 入学の許可」の(2)を以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)
<p>(2) 校長は、志願又は学力検査に際して不正行為又は妨害行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為又は妨害行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。</p>	<p>(2) 校長は、志願又は学力検査に際して不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。</p>

Ⅲ 令和9年度神奈川県立の中等教育学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について

- 1 出願期間、検査の期日及び合格発表の期日について、日付及び曜日のみ変更する。

	新(令和9年度)	旧(令和8年度)
出願期間	令和8年12月21日(月)から 令和9年1月4日(月) (出願書類の提出期間) 令和9年1月5日(火)から 同月7日(木)	令和7年12月22日(月)から 令和8年1月5日(月) (出願書類の提出期間) 令和8年1月6日(火)から 同月8日(木)
検査の期日	令和9年2月3日(水)	令和8年2月3日(火)
合格発表の期日	令和9年2月10日(水)	令和8年2月10日(火)

- 2 2ページ、「4 検査方法」の(2)を以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)
(2) 海外から移住してきた者及び帰国してきた者を保護者とする日本語指導が必要な志願者の検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	(2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

- 3 3ページ、「7 入学の許可」の(2)を以下のように変更する。

新(令和9年度)	旧(令和8年度)
(2) 中等教育学校の校長は、志願又は合否決定のための検査等の際に不正行為又は妨害行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為又は妨害行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。	(2) 中等教育学校の校長は、志願又は合否決定のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。